



平成 20 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 アバールデータ
代表者名 代表取締役社長 嶋村 清
(JASDAQ コード番号 6918)
問合せ先 管理本部 部長 大関 拓夫
電話番号 042-732-1000

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 20 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集要項の決定を当社取締役会に委任すること、及び取締役、監査役に対する報酬等として会社法第 361 条及び第 387 条に定める事項の承認を求め、議案を、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の当社第 49 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役と当社株主の利害の共有化により、当社グループの企業価値について一層の増大を図ることを目的とし、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の発行の要領
 - (1) 新株予約権割当の対象者
当社取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役とする。
ただし、社外取締役及び社外監査役は含まないものとする。
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 100,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$
 - (3) 新株予約権の総数
1,000 個を上限とする。（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
 - (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭の要否
金銭の払い込みは要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に、前項(3)に定める新株予約権 1 個の株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格の平均値とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合には、当該最終価格を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により、株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日より 2 年を経過した日の属する月の翌月 1 日から 3 年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。
- ② その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し、当社株主総会の承認決議がなされた場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合やその他の要因等により本新株予約権の全部または一部の行使が可能と見込めない場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10)取締役会への委任

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及び細目事項については、取締役会決議により定めるものとする。

3. 取締役及び監査役に対するストックオプションのための報酬額改定に関する事項

当社取締役の報酬額は、昭和60年4月1日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人兼務給与は含まない。）、また当社監査役の報酬額は、平成18年6月27日開催の第47期定時株主総会において、年額3,000万円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これらの報酬額とは別枠で、ストックオプションとして取締役及び監査役に発行する新株予約権に関する報酬額を取締役については年額3,000万円以内、監査役については年額500万円以内とするものです。

なお、当該報酬額は、ブラックショールズモデルに基づき算出した新株予約権の公正価額に割当てた新株予約権の総数を乗じた額とし、現在の取締役は7名、監査役（社外監査役を除く。）は2名ありますが、第49期定時株主総会において取締役選任議案及び監査役選任議案が原案通り承認されると取締役（社外取締役を除く。）は6名、監査役（社外監査役を除く。）は1名となります。

以上